

麗澤大学外国語学部の授業科目の履修及び単位認定に関する規程（令和2年度以降入学者用）

令和2年4月1日制定

令和3年4月1日最近改正

（目的）

第1条 この規程は、麗澤大学学則（以下「学則」という。）第45条の3の規定に基づき、外国語学部の授業科目の履修及び単位認定について定めることを目的とする。

（教育課程の編成）

第2条 外国語学部の教育課程は、次の各号に掲げる専攻ごとに編成する。

- (1) 英語コミュニケーション専攻
- (2) 英語・リベラルアーツ専攻
- (3) ドイツ語・ドイツ文化専攻
- (4) ドイツ語・ヨーロッパ専攻
- (5) 中国語・グローバルコミュニケーション専攻

2 学生は入学時に、前項に規定する専攻のうち1つを選択し、その専攻（以下「自専攻」という。）の教育課程に従って授業科目を履修するものとする。

3 前項で選択した専攻は、入学後2年以内に限り、変更することができるものとする。この場合の手続き等については、麗澤大学転部・転科・転専攻に関する規程の定めるところによる。

（授業科目の区分）

第3条 前条の各専攻に開設する授業科目は、専攻専門科目、共通科目及び卒業研究科目に区分される。

2 前項の専攻専門科目は、さらに基礎科目及び上級科目に区分され、基礎科目及び上級科目はそれぞれA群科目及びB群科目に区分される。

3 第1項の共通科目には、外国語科目、日本語科目、スタートアップセミナー、データサイエンス科目、道徳科目及びキャリア科目の各区分が含まれる。

4 前3項の各科目区分に開設される授業科目の配当年次及び履修方法は、【別表1-1～1-5】のとおりとする。

（順次履修）

第4条 【別表1-1～1-5】の「順次履修欄」に「★」印が記載された授業科目については、ローマ数字の小さい順に履修する（Ⅰ→Ⅱ→Ⅲ→…の順で履修する）ことを原則とする（以下「順次履修」という）。なお、この場合において、例えば、「Ⅰ」は「Ⅱ」に対して「下位の科目」、「Ⅱ」は「Ⅰ」に対して「上位の科目」とする。

2 順次履修において上位の科目を履修する場合は、下位の科目の単位を修得することが必要となる。ただし、学部が認める理由によって順次に履修できない場合は、下位の科目の単位を修得しなくても上位の科目の履修を許可する場合がある。

3 授業科目名の末尾に「A B C D…」等のアルファベットが付されたものについては、原則としてアルファベットの順によらず、履修できるものとする。ただし、担当教員が授業内容の継続性や関連性等を考慮して、個別に履修条件を設定する場合は、その指示に従わなければならない。

（必修、選択必修、選択の定義）

第5条 第6条以降に規定する卒業に必要な単位に関する「履修区分」の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 必修科目 卒業のために必ず単位修得しなければならない科目。単位が修得できるまで、定められた方法によって再履修しなければならない。
- (2) 選択必修科目 卒業に必要な単位数が定められた科目群に含まれる科目の中から、任意に選択することができる科目。
- (3) 選択科目 学生が任意に選択できる科目

(修得必要単位数)

第6条 各専攻の卒業に必要な単位数は、次の【表1】に示すとおり、各科目区分の修得必要単位数を充足した合計124単位とする。

【表1】 各専攻の修得必要単位数

科目区分等		専攻			
		英語コミュニケーション	英語・リベラルアーツ	ドイツ語・ドイツ文化、ドイツ語・ヨーロッパ	中国語・グローバルコミュニケーション
大区分	中区分				
専攻専門科目	基礎科目 (A群)	32	32	38	22
	基礎科目 (B群)	16	16	4	14
	上級科目 (A群)	4	4	3	16
	上級科目 (B群)	26	26	32	18
	(小計)	78	78	77	70
卒業研究科目		8	8	8	8
共通科目	外国語科目	4	4	8	12
	スタートアップセミナー	2	2	2	2
	データサイエンス科目	4	4	4	4
	道徳科目	4	4	4	4
	キャリア科目	4	4	4	4
自由選択科目		20	20	17	20
合計		124	124	124	124

(専攻専門科目の履修方法)

第7条 各専攻の専攻専門科目については、【別表1-1~1-4】に示すとおり、基礎科目及び上級科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。

(専攻専門科目の一括認定)

第8条 各専攻の専攻専門科目において、基礎科目(A群)及び中国語・グローバルコミュニケーション専攻の上級科目(A群)については、次の各号に掲げる科目を一括して単位認定の対象として取り扱う(以下「一括認定科目」という。)

(1) 英語コミュニケーション専攻(【別表1-1】)

基礎科目(A群)のうち、ローマ数字「I」が付された3科目(以下「基礎科目(A群)I」という。、「II」が付された3科目(以下「基礎科目(A群)II」という。、「III」が付された3科目(以下「基礎科目(A群)III」という。)及び「IV」が付された3科目(以下「基礎科目(A群)IV」という。)については、原則として一括認定科目とする。

(2) 英語・リベラルアーツ専攻(【別表1-2】)

基礎科目（A群）のうち、ローマ数字「I」が付された3科目（以下「基礎科目(A群)I」という。）、「II」が付された3科目（以下「基礎科目(A群)II」という。）、「III」が付された3科目（以下「基礎科目(A群)III」という。）及び「IV」が付された3科目（以下「基礎科目(A群)IV」という。）については、原則として一括認定科目とする。

(3) ドイツ語・ドイツ文化専攻およびドイツ語・ヨーロッパ専攻（【別表1-3】）

基礎科目（A群）の必修科目のうち、ローマ数字「I」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)I」という。）、「II」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)II」という。）、「III」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)III」という。）及び「IV」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)IV」という。）については、原則として一括認定科目とする。

(4) 中国語・グローバルコミュニケーション専攻（【別表1-4】）

基礎科目（A群）のうち、ローマ数字「I」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)I」という。）、「II」が付された4科目（以下「基礎科目(A群)II」という。）、「III」が付された6科目（以下「基礎科目(A群)III」という。）及び「IV」が付された6科目（以下「基礎科目(A群)IV」という。）並びに、上級科目（A群）のうち、ローマ数字「I」が付された5科目（以下「上級科目（A群）I」という。）及び「II」が付された5科目（以下「上級科目（A群）II」という。）については、原則として一括認定科目とする

- 2 前項の一括認定科目は、それを構成する個々の科目がすべて合格した場合に個々の科目の単位を認定するものとする。
- 3 一括認定科目については、第4条の規定（順次履修）を準用する。

（専攻専門科目の仮進級及び単位認定方法）

第9条 専攻専門科目のうち必修かつ順次履修となる科目については、下位の科目の単位が修得できなかった場合、第26条に規定する出席時数を満たし、かつ第25条に規定する成績評価が「D」（59点～40点）である者は、仮進級として上位の科目の履修を認める。その場合、下位の科目の単位認定方法を次の各号に定めるとおりとする。

(1) 仮進級した上位の科目の成績評価が「C」以上の場合、下位の科目の単位を追加で認定し、その評価点は、第29条に規定する再試験による評価点を準用する。

(2) 仮進級した上位の科目の成績評価が「D」以下の場合、下位の科目及び上位の科目の双方ともに単位の修得を認めない。

2 各専攻における専攻専門科目の仮進級及び単位認定の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 英語コミュニケーション専攻及び英語・リベラルアーツ専攻

ア 基礎科目(A群)IVまでの仮進級は、前項のとおりとする。

イ 上級科目(A群)への仮進級は、上級科目(A群)の単位を2単位以上修得することで基礎科目(A群)IVの単位を追加で認定し、その評価点は、修得した上級科目(A群)の取得点数の平均点をもとに第29条に規定する再試験による評価点を準用する。

ウ 上級科目(A群)に仮進級したが、上級科目(A群)の成績評価「C」以上の単位が2単位未満であった場合、基礎科目(A群)IV及び仮進級した上級科目(A群)の双方ともに単位の修得を認めない。

(2) ドイツ語・ドイツ文化専攻およびドイツ語・ヨーロッパ専攻

ア 基礎科目(A群)IVまでの仮進級は、前項のとおりとする。

イ 上級科目(A群)への仮進級は、上級科目(A群)の単位を1単位及び上級科目(B群)の単位を2単位（合計3単位）以上修得することで基礎科目(A群)IVの単位を追加で認定し、その評価点は、修得した上級科目(A群)の取得点数の平均点をもとに第29条に規定する再試験による評価点を準用する。

ウ 上級科目(A群)に仮進級したが、上級科目(A群)の成績評価「C」以上の単位が1単位未満であった場合、基礎科目(A群)IV及び仮進級した上級科目(A群)の双方ともに単位の修得を認めない。

(3) 中国語・グローバルコミュニケーション専攻

ア 基礎科目(A群)I～上級科目(A群)IVまでの仮進級は、すべて前項のとおりとする。

3 各専攻において、前項の仮進級の適用を受ける学生の留学は許可しない。

(卒業研究科目の履修方法)

第10条 卒業研究科目については「専門ゼミナールA・B」及び「卒業研究A・B」の合計8単位を同一担当者の下で履修することを原則とする。

2 前項の定めにかかわらず、「卒業研究A・B」に代えて「自由研究A・B」を履修することができる。ただし、「自由研究A・B」を履修する場合は、第21条に規定する履修許可を得なければならない。

3 留学のため、「専門ゼミナールA・B」の全部または一部の単位が履修できない場合は、自専攻の上級科目(B群)の単位で代替することを認める。

(共通科目の履修方法)

第11条 共通科目については、【別表1-5】に示す科目を履修し、各科目区分の必要単位数を修得する。なお、「スタートアップセミナー」は入学時の導入授業として編入学生を除く新入生全員が指定されたプログラムで履修するものとし、何らかの事情により「スタートアップセミナー」の単位を修得できなかった学生は、個別に対応する。

2 外国語科目については、専攻ごとに次の各号に定めるとおり履修する。ただし、第一言語の外国語科目としての履修及びその語学検定等による単位の修得は、原則として認めない。

(1) 英語コミュニケーション専攻及び英語・リベラルアーツ専攻

必要単位数4単位は、英語以外の同一言語を履修することで修得する。

(2) ドイツ語・ドイツ文化専攻およびドイツ語・ヨーロッパ専攻

必要単位数8単位のうち6単位は、ドイツ語以外の同一言語を履修することで修得する。

(3) 中国語・グローバルコミュニケーション専攻

必要単位数12単位は、「English for Communication I・II・III・IV」「English for Chinese Studies A・B・C・D」を履修することで修得する。

3 前項の定めにかかわらず、日本語のプレースメントテストの結果に基づき学部から指定された者は、日本語科目8単位以上を履修するものとし、その修得単位の認定方法は専攻ごとに次の各号とおりとする。

(1) 英語コミュニケーション専攻及び英語・リベラルアーツ専攻

履修した日本語科目のうち修得単位の4単位までは外国語科目の必要単位数4単位として認定し、4単位を超える単位は自由選択科目として認定する。

(2) ドイツ語・ドイツ文化専攻およびドイツ語・ヨーロッパ専攻

履修した日本語科目のうち修得単位の8単位までは外国語科目の必要単位数8単位として認定し、8単位を超える単位は自由選択科目として認定する。

(3) 中国語・グローバルコミュニケーション専攻

履修した日本語科目の修得単位は、すべて自由選択科目として認定する。

- 4 日本語科目の再履修は認めない。前項の第1号及び第2号において、日本語科目で外国語科目の必要単位数を充足できない場合は、第2項に定める履修方法に従い、不足分の単位数を修得するものとする。

(外国語科目の仮進級及び単位認定方法)

第12条 外国語科目のうち順次履修となる科目について、下位の科目が不合格(D評価)となった場合は、第9条第1項の規定を準用し、上位の科目の履修を認める。その場合の下位の科目及び上位の科目の単位認定方法についても同様に第9条第1項の規定を準用する。

- 2 仮進級となる上位の科目の履修は、不合格(D評価)となった下位の科目を履修した次学期のみとし、次学期に上位の科目を履修しなかった場合、若しくは修得できなかった場合は、下位の科目を不合格(D評価)とする。

(外国語科目の履修の特例)

第13条 外国語科目のうち順次履修となる科目については、履修する言語の語学力に応じて順次履修の原則によらない履修を認めることがある。

(自由選択科目の履修方法)

第14条 第7条及び第11条に定められた科目区分等ごとの必要単位数を超えて修得した科目は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。

- 2 前項の必要単位数には、第18条に規定する教職に関する科目を含めることができない。ただし教職に関する科目のうち各専攻の専攻専門科目に配置されている科目については含めることができる。
- 3 他学部及び本学大学院で開設する科目を履修した単位数は、自由選択科目の必要単位数に含めることができる。

(専門ゼミナール及び上級科目(B群)の履修条件)

第15条 3年次配当「専門ゼミナールA・B」及び上級科目(B群)を履修するためには、次の【表2】に示すとおり、各専攻に定められた基礎科目の必要単位数を修得していなければならない。

【表2】

専攻 科目区分		英語コミュニケーション	英語・リベラルアーツ	ドイツ語・ドイツ文化、 ドイツ語・ヨーロッパ	中国語・グローバル コミュニケーション
大区分	中区分				
専攻専門科目	基礎科目(A群)	16	16	20	22 (16)
	基礎科目(B群)	8	8	4	-

(上級科目(A群)の履修条件又は履修免除条件)

第16条 英語コミュニケーション専攻及び英語・リベラルアーツ専攻の上級科目(A群)のうち【別表4】に示す必修科目については、同表で指定する語学検定試験における一定の成績を条件として履修させるものとする。

- 2 ドイツ語・ドイツ文化専攻およびドイツ語・ヨーロッパ専攻の上級科目(A群)のうち【別表4】に示す必修科目については、同表で指定する語学検定試験における一定の成績を条件として当該科目の履修を免除する。

(留学時の履修及び単位認定)

第 17 条 留学先の大学において履修し、単位を修得した科目を本学で修得した科目として単位認定する場合は、次の各号に掲げる内容を参考に留学先により個別に定める。

- (1) 卒業に必要な要件で必修科目としている科目は、当該科目名に読み替えて単位認定を行う。
- (2) 教職免許状取得に必要な科目は、当該科目名に読み替えて単位認定を行う。
- (3) 前 2 号以外の科目については、相当する科目区分の科目として留学先で修得した科目名で単位認定を行う。

2 留学先大学において履修すべき言語の外国語科目が開設されていなかった場合は、第 4 条に規定する順次履修の原則にかかわらず、帰国後の学期において、開講されている上位の外国語科目の履修を認める。

(教職に関する科目の履修方法)

第 18 条 教職に関する科目の履修方法は、麗澤大学学部の教職に関する科目の履修規程に従うものとする。

(検定試験等による単位認定)

第 19 条 専攻専門科目の基礎科目(A 群)、上級科目(A 群)、共通科目の外国語科目及びデータサイエンス科目については、学則第 49 条の 2 (大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修) に相当する語学検定・資格検定等の学修の成果により【別表 2】に基づき単位を認定する。ただし、この学修は、申請日から起算して 2 年以内に修得したものに限る。なお、入学前に取得した資格は、中国語・グローバルコミュニケーション専攻を除き、入学年度の 1 学期中に申請したもののみ受けつける。

- 2 前項の認定を受けようとする者は、「単位認定申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して所定の期日までに教務・教育企画室に提出するものとする。
- 3 一度単位認定を受けた場合の 2 回目以降の認定単位数は、成績表に基づく認定単位数からすでに認定を受けた単位数を差し引いた単位数とする。

(検定試験等による上級科目(A 群)の先行履修)

第 20 条 専攻専門科目の上級科目については、学則第 49 条の 2 (大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修) に相当する語学検定・資格検定等の学修の成果により、第 15 条の規定にかかわらず、【別表 3】に基づき上級科目の履修を認める。ただし、この学修は、申請日から起算して 2 年以内に修得したものに限る。入学前に取得した資格は、入学年度の 1 学期に申請しなければならない。

2 前項の適用を受けようとする者は、「先行履修申請書」に「当該学修の成績証明書等」を添付して所定の期日までに教務・教育企画室に提出するものとする。

(履修科目の登録・履修者数の調整)

第 21 条 授業科目の履修にあたっては、定められた期日までに履修科目の登録(以下「履修登録」という。)をしなければならない。

- 2 履修登録科目の取消・追加は、定められた期間に行わなければならない。ただし、通年科目については、第 2 学期での取消しは認めない。
- 3 履修科目の授業時間が重なっている科目の重複登録は原則として認めない。
- 4 既に単位を修得した科目の履修登録は認めない。

5 授業を行う上での適正規模を維持するために、履修者数の調整を行うことがある。

(履修登録単位数の上限)

第 22 条 学生が各学期に登録できる履修科目の合計単位数は、24 単位を限度とする。

2 前項の定めには次の各号に掲げる単位は含めないものとする。

- (1) 教職に関する科目
- (2) 第 19 条第 1 項に定める検定試験等による認定科目
- (3) 千葉県単位互換制度、放送大学等での履修科目
- (4) スタートアップセミナー
- (5) 海外語学研修、短期海外研修による認定科目
- (6) 海外留学提携校への留学で修得した単位互換科目
- (7) 集中講義科目

3 第 1 項の定めにかかわらず、卒業年次あるいは特別な事情がある場合には、限度単位数を超えて履修登録できる。

(履修許可を必要とする授業科目)

第 23 条 次の各号に掲げる授業科目を履修する場合は、あらかじめ外国語学部運営委員会の議を経て許可を得ること。

- (1) 「自由研究 A・B」
- (2) 「自主企画ゼミナール」

(単位認定の時期)

第 24 条 単位の認定は学期ごとに行うことを原則とする。一度認定した単位については、原則として変更を認めない。

(成績評価)

第 25 条 成績評価の S・A・B・C・D・E の表記は、次の【表 3】に基づくものとする。

【表 3】

評価	S	A	B	C	D	E
取得点数	100~90	89~80	79~70	69~60	59~40	39~0

2 学則第 49 条及び第 50 条の規定に基づいて他大学等において履修した科目を認定したときは、前項の表記によらず、T(Transfer) 表記とする。

3 学則第 49 条の 2 の規定に基づいて学修した科目を認定したときは、前 2 項の表記によらず、P(Pass) 表記とする。

(単位修得に必要な出席時数・公欠等)

第 26 条 各科目における単位修得の条件については、原則としてシラバスで定める。

2 単位を修得するには、原則として出席時数が授業時数の 3 分の 2 以上なければならない。ただし、このことは、それ以上出席すれば自動的に単位が修得できることを意味するものではない。遅刻・早退は原則として 3 回で欠席 1 回とみなす。

3 次の各号に掲げる事由による授業の欠席は止むを得ないものとみなし、「公欠扱い」とする。この取扱いを希望する学生は、所定の用紙により所轄部署を通じて担当教員に届け出なければならない。

- (1) 学生が学生代表として、大学が特に認める行事に参加するとき

- (2) 他団体等からの要請を受けて外国語学部運営委員会にて「公欠扱い」と認定されたとき
- (3) 配偶者及び2親等以内の親族が死亡したとき（配偶者 10 日以内、父母（養父母を含む）7 日以内、祖父母、兄弟姉妹 3 日以内）
- (4) 教育職員免許状取得のための教育実習及び介護等体験に参加するとき
- (5) 授業に伴うボランティア活動に参加するとき
- (6) 本学が認める進学、就職試験を受けるとき
- (7) 学校保健安全法に基づき出席停止となる感染症に罹患したとき
- (8) 裁判員候補者又は裁判員として裁判所の呼び出しに応じて出頭するとき
- (9) その他本学が認めたとき

（追試験）

第 27 条 止むを得ない事由で単位認定に必要な試験を受けられない者のために、「追試験」を行うことがある。追試験を希望するときは、あらかじめその理由を証明する文書を添付した「追試験願」を提出し、許可を受けなければならない。

- 2 追試験料は、1 科目につき 1,000 円とする。
- 3 前項の追試験料は、次の各号に掲げる理由の場合で、その事実を証明する書類を添付して願い出があった時は徴収しない。
 - (1) 公欠対象の法定伝染病…安静治療、隔離を要する旨を明記した診断書
 - (2) 忌引(二親等以内)…会葬礼状等
 - (3) 公共交通機関の遅延…当該交通機関の遅延証明書

（再試験）

第 28 条 卒業見込者（履修登録した科目の単位を修得することにより卒業必要単位を満たす可能性のある者）で、履修した一部の科目が単位不認定のため卒業必要単位数を充足できなかった学生に対し、「再試験」を行うことがある。再試験の対象となるためには、第 26 条に規定する出席時数を満たし、かつ第 25 条に規定する成績評価が「D」（59 点～40 点）でなければならない。再試験の実施要領は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 再試験は、2 科目を限度として学生の願い出に基づき実施する。
- (2) 再試験の対象科目は、当該年度に履修登録をした科目とする。ただし、集中講義の科目及び卒業研究は対象から除く。
- (3) 実施時期は、第 1 学期については 8 月下旬とし、第 2 学期については 2 月下旬とする。
- 2 再試験料は、1 科目につき 1,000 円とする。

（再試験による評価点）

第 29 条 再試験によって単位を認定する場合の評価点は、次の【表 4】に基づくものとする。

【表 4】

取得点数	評価点	取得点数	評価点
100～96	69	79～76	64
95～92	68	75～72	63
91～88	67	71～68	62
87～84	66	67～64	61
83～80	65	63～60	60

(編入及び転部・転科・転専攻学生に関する履修の取り扱い)

第 30 条 編入及び転部・転科・転専攻学生に関する履修の取り扱いは別に定める。

(事務の所管)

第 31 条 この規程に関する事務は、大学事務局教務・教育企画室が所管する。

(規程の改廃)

第 32 条 この規程の改廃は、外国語学部運営委員会及び大学執行部会議の議を経て、学長がこれを定める。

附 則

1. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定施行（全部改正）する。